

2024.10.25
第93号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

令和家族考 93《「かるがもセミナー」について—家庭問題情報センター（FPIC）東京ファミリー相談室の面会交流親ガイダンス—》1—3頁
アラカルト 93《刑事司法と福祉の連携による更生支援—心身に障がいのある少年への支援に着目して—》4—5頁
海外トピックス 93《韓国における「広域面接交渉センター」（Regional Coparenting Support Center）の開設と実情》6—7頁

◆令和家族考 93

「かるがもセミナー」について

—家庭問題情報センター（FPIC）東京ファミリー相談室の面会交流親ガイダンス—

家庭問題情報センター（FPIC）は、全国11か所のファミリー相談室で、面会交流の支援事業を行っています。東京ファミリー相談室においては、面会交流の支援をさせていただいているお父さんお母さんや一般の父母を対象とした「親ガイダンス」を実施しています。面会交流をしている、又はこれから実施を考慮しておられる同じ立場の親同士で子育ての悩みや、子どもとの接し方などを気兼ねなく話せる場となっています。今回は、20年以上の面会交流支援の歴史がある東京ファミリー相談室の面会交流についての親ガイダンス「かるがもセミナー」の実際について紹介します。

1 セミナーの始まり

家庭問題情報センター（FPIC）東京ファミリー相談室（以下「東京相談室」と言います。）は、平成8年頃から夫婦の離婚についての相談の延長や、離婚訴訟における親権者についての鑑定で出会った親子からの依頼により、離れて暮らす親子の面会交流の支援を行ってきました（当時は「面接交渉」といい、また「支援」ではなく、「援助」と称していました。）。平成16年に、面会交流支援事業とし、面会交流についての父母の合意に基づき、父母とFPICの三者合意による支援契約を結んで支援を行う枠組みを立ち上げました。支援に先立ち、父母それぞれに事前相談を行って、第三者機関としてのFPICの支援の内容を伝えると

同時に、これまでのいきさつや子どもの健康状態などについてお伺いします。

このとき父母は、面会交流を行うことが子どもにどのような影響を及ぼすのか、あるいは行わないでいることがどのような影響を及ぼすのか、現在子どもたちはどのような思いでいるのか、疑問に思ったり、不安に感じたりしておられます。事前相談では、家族関係について経験豊富な支援者が、子どもの心理や成長などについて、父母にわかりやすくお話しします。しかし、東京相談室では長い経験から、支援者による説明だけではなく、同じ立場や環境にある父母たちの声を聴いたり情

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



報交換をすることがとても大切であると考えようになりました。

そのうち海外でも父母への心理教育、親教育プログラム等が盛んに行われているという情報も入るようになり、日本の家庭裁判所でも、当事者に向けたガイダンスなどが行われるようになりました。そこで東京相談室では、平成28年に厚生労働省の調査研究事業（注）を受託したのをきっかけに、父母たちを対象にした、参加型、学習会的なグループワークを始め、このワークショップを「かるかもセミナー」と呼ぶことにしました。そしてこれは、未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際、子どもの利益を実現させたいと願う東京相談室の設立当初からの思いを結実させるセミナーでもあるのです。

2 セミナーの構成

(1) テキストの特色

東京相談室では支援を通じて、多くの子どもたちの笑顔や戸惑い、困惑の表情に接してきました。怒りの表情や、切なさややるせなさから思わずもらすつぶやきの言葉や表情、様子を集めて、「子どもからのお願い - 別居・離婚後のお父さん・お母さんへ」という小冊子にしてセミナーのテキストにすることにしました。テキストは、「子どもの詩」と「解説」に分かれています。内容は、①父母の不和葛藤の時期、②別居・離別の時期、③面会交流を始める時期、④面会交流が落ち着いてくる時期の4つのステージに分けてステージ毎の子どもの心情を示す子どもの詩とその解説が続いています。

(2) 支援者として伝えたいこと

①父母の不和葛藤期

大好きな父母の不和が子どもに及ぼす影響はとても大きく、子どもは自分が大切にされていない、自分は愛される価値がないとさえ感じ、子どもが将来にわたって心身の不調を抱えるリスクにもなりうるのです。

②別居・離別の時期

やむなく離婚という結果になる場合には、子どもをひとりの人格として尊重し、離婚が子どものせいではないことをよく説明し、親子の縁は切れることなく、ずっと愛し続けることを伝えることが大切です。子どもは両親をよい親、悪い親の二分法では見ていませんが、置かれた立場への配慮から、子どもから「会いたい」と口には出しません。

③面会交流を始める時期

面会交流は子どもが主人公で、子ども中心の継続にこそ価値があります。両親の争いにより、親の愛情を十分に受けられなかったとしても、面会交流で親子の絆を作り直すことができます。しかしそれには配慮が重要で子どもへの共感と父母双方の努力が必要です。

④面会交流が落ち着いてくる時期

面会交流の開始には適切な時期と方法があり、子どもの生活基盤の安定や継続のためのみんなが守れるルール作りが前提です。

(3) 実施方法

申込み順に6～8名を定員として、2時間の構成とします。現夫婦、元夫婦（事実婚も同様）が同じ回に参加しないように配慮します。参加者のプライバシーを守るため、名札代わりに動物の人形を置き、その動物名で呼び合うことにしています。

最初に、ファシリテーター（進行役の支援者）から、セミナーの趣旨、当日のプログラムを説明します。そして、ファシリテーターが、ステージ毎の「子どもの詩」を子どもの身になって朗読します。続けて参加者に、解説のページを順番に音読してもらいます。読み上げたくない方はパスしてもいいことにしています。その後、ファシリテーターが自分の経験を紹介するなど、解説を深めます。ここまででほぼ1時間とし、後半の1時間はグループ交流（意見交換）の時間にしています。始める際に、他の参加者の発言を大切にすること、ここで聴いた他の参加者の経験等を別の場所で話すことはしないことを約束します。ファシリテーター

（注）厚生労働省委託調査研究事業「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究」

ターへの質問から始まることが多いのですが、次第に自身の思いを打ち明けたり、反対の立場の参加者への問いかけも出てきて、思いがけない気づきや感動があったりします。

(4) 参加者の募り方や、コロナ禍の影響等

FPICの面会交流支援を利用する父母には、ぜひ参加していただくよう働きかけています。その他、東京相談室のホームページにスケジュールを掲載しており、誰でも申込みができるようになっています。開始当初は、お子さんを連れていらっしゃる場合に支援者と遊んで待つ部屋を用意していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大後は、オンラインによる開催の回を設けるようになりました。オンラインの場合は、参加者を10数名までとして、画面には事前に登録していただいたニックネームを表示するようお願いしています。対面かオンラインかで毎月1～2回、年間20数回実施するようにしています。

3 参加者の声や、実施効果

父母それぞれの受け止め方は様々です。中には、面会交流それ自体にあまり意義を見出せないと考えておられる方や、グループワークによる意見や情報交換に消極的な方もおられます。

一方で、「初めて子どもの心情について直面させられた」と感動した方もいました。また、「同じような立場の父母がいることがわかり、少し気持ちが楽になった。」、「反対の立場の人の気持ちを聴けて、自分の相手の気持ちが少しわかるような気がした。」などの感想を持たれる方もいます。

子どもとゲームや運動をして遊ぶ場合に、子どもの自尊心を高めるコツなどを聞いて、目からウロコが落ちたと言ったお父さんもありました。

全体としては、セミナーに参加したことにより、実際の面会交流に際し、焦らず、子どもの気持や立場になって接する方が増えたというのが私たちの感想です。

4 展望と課題

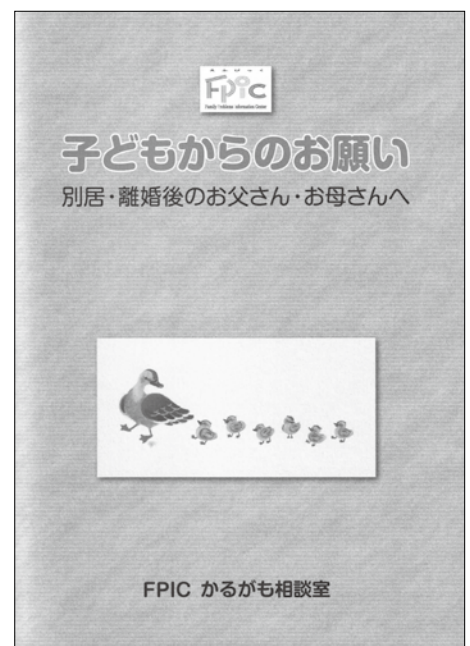
令和5年度は21回のセミナーを開催し、169

名の方々が参加されました。前述したとおり誰でも申し込めるようになってはいるのですが、実際にホームページを見て申し込まれた方はあまり多くありません。

また、本セミナーは、面会交流についてのガイダンスであり、それだけでも2時間を要しています。未成年の子どもがいる夫婦に対する、養育費その他のご相談ご説明となれば、もっと充実したテキストやスケジュールが必要となります。

民法の一部改正により子どもの養育について父母の協力が重要とされました。国会の附帯決議を見ても、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に関する支援など、関係府省庁及び地方公共団体等が連携して必要な施策の検討を図ることが期待されています。

一般の方に「これなら是非参加してみたい。」と思ってもらえる内容の親支援講座について、これからも工夫を続けていきます。



カルガモセミナーのテキスト（表紙）

刑事司法と福祉の連携による更生支援 —心身に障がいのある少年への支援に着目して—

山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科教授 水藤昌彦

少年事件を含む刑事司法と福祉の関係では、以前はもっぱら家庭裁判所や、保護観察所、少年院といった公的組織内の専門職の活動が注目されていましたが、近年、刑務所への入所を繰り返す高齢者や障がい者の存在が明らかになったことをきっかけに、刑事事件に関わる障がいを持つ成人や少年に対して社会福祉士等による福祉的な関与が広く進められるようになってきています。

本号のアラカルトでは、山口県立大学水藤昌彦教授に、刑事司法における社会福祉的な関与について、その必要性及び現状さらに解決すべき課題について論じていただきました。

1 更生支援のはじまり

2000年代に入って、刑務所に収容されている人のなかに高齢や障がい・疾患などのある人が一定数含まれており、釈放後も福祉などの支援につながらず、受刑を繰り返している場合も多いことが明らかになりました。

こうした状況が生じている原因として、①社会内で孤立した状態にあって援助が得られていないこと、②多様で複雑化した支援ニーズがあるにもかかわらず適切に対応されていないこと、③刑務所に入っても社会的孤立や多様で複雑化した支援ニーズの解消にはつながらないことが挙げられます。

少年にも類似した問題があります。少年院への入退院を繰り返すケースこそ少ないものの、心身に障がいのある少年が一定数収容されており、本人や家族の社会的孤立、あるいは虐待やネグレクトといった小児期の逆境的経験に関連する問題などが非行の背景にあるケースが多く存在しているからです。そして、社会的孤立や支援ニーズの問題に施設単独で対処するのが難しいというのは少年院も同様です。

このように、特に刑務所や少年院における施設内処遇を念頭に置き、従来の対応のみでは、犯罪や非行の背景にある社会的孤立や多様で複雑化した支援ニーズの問題に十分に対処することが難しいことから、刑事司法と福祉の連携による更生支援という概念が登場し、さまざまな実践が行われるようになりました。なお、更生支援は、社会福祉法や更生保護法などに規定されている用語ではありません。そのため、確立した定義はありませんが、非行・犯罪からの離脱過程を支援するという意味で使われています。

2 更生支援の展開と現状

更生支援は刑務所・少年院からの釈放時援助である

「出口支援」と、捜査や裁判・少年審判の段階で行われる「入口支援」とに大別されます。まず、2000年代半ばから刑務所・少年院からの出口支援が行われるようになり、2010年代に入ると主に成人を対象として被疑者・被告人段階での入口支援の必要性が認識されるようになりました。更生支援は、出口支援と入口支援を包含する概念です。

ここでは、特に少年に関係が深い、(1)地域生活定着促進事業、(2)刑事弁護・少年保護事件付添における対人援助専門職と弁護士との連携の2つを紹介します。

(1) 地域生活定着促進事業

地域生活定着促進事業は、現に刑務所や少年院に収容されていて、高齢・障がいがある者があって福祉による支援を必要としている人を対象として、釈放後に福祉サービスへ「つなぐ」体制を作り、福祉サービス側での受け入れを促進する目的で開始されました。刑務所に収容されている高齢者や障がい者、少年院に入院している障がいのある少年が、釈放後に住居や頼る人がなく、すぐに福祉サービスを必要とする場合があります。そこで、こうした状況に対処するため、2009年度から法務省との連携のもとで厚生労働省所管の事業として始まりました。各都道府県から委託を受けた社会福祉法人等が運営する「地域生活定着支援センター（以下、「センター」といいます。）が、刑務所・少年院や保護観察所、地域の福祉機関と連携しながら、施設内から釈放後まで一貫して、社会復帰と地域生活をサポートしています。現在では、すべての都道府県にセンターが設置されています。

センターの業務は以下のとおりです。①コーディネート業務（刑務所や少年院から出る予定の人に対し、帰住地を調整し、地域での生活設計を支援する）、②フォローアップ業務（刑務所・少年院を出てからの生

活を支援し、支援機関等に助言を提供する)、③相談支援業務(犯罪をした人・非行のある人やその家族等に対し、福祉サービスに関する相談に応じ、必要に応じて適切なサービス等を紹介する)、④連携とネットワーク構築業務(各関係機関との連携を強化し、業務を円滑かつ効果的に進めるために地域での支援ネットワークを構築する)。このようにセンターは出口支援を行う機関として出発しましたが、2021年度からは「被疑者等支援業務」として、高齢や障がいのある被疑者・被告人に対して必要な福祉サービスの利用調整や、釈放後の継続的な援助も行っており、入口支援にも業務対象を広げています。

心身に障がいのある少年との関係では、少年院に収容されている少年に適切な帰住先や身元引受人がなく、本人が支援を受けることに同意している場合に、少年院からの申し出に基づいて保護観察所から選定されれば、センターによる支援が行われます。家族の養育力が弱かったり社会的なつながりが希薄だったりして、帰住地や身元引受人の調整が難しく、仮退院の手续が進まない少年などにとっては、センターによる支援の意義は特に大きいといえます。

(2) 刑事弁護・少年保護事件付添における対人援助専門職と弁護士の連携

2000年代に、弁護活動・付添人活動において、弁護士が社会福祉士などの対人援助専門職と連携して、捜査や裁判・審判の対象となっている当事者の福祉的ニーズに対応しようとする動きが起きました。これは更生支援と呼ばれ、当事者が再び非行や犯罪をすることなく生活をしていくために福祉や医療などによる支援が有効であると考えられる事案において、弁護士からの依頼に基づいて行われますので、入口支援の一種です。対人援助専門職がアセスメントを行い、支援計画を立案して、更生支援計画書という書面にまとめ、実際に支援に導入するまでの過程全体を指します。更生支援計画書は検察官あるいは裁判所に提出され、処分決定にあたっての参考資料とされ得ます。場合によっては、更生支援計画書の作成者が裁判で証人となることもあります。

今のところ、これは民間レベルでの任意による活動であって法的な根拠は持ちません。そのため、作成された更生支援計画書が検察官によって参照されるかどうか、裁判所によって証拠として採用されるかどうかは、それぞれの裁量によります。しかし、刑事弁護や少年保護事件付添の一環として更生支援計画が活用される事案は増えてきており、2023年度から日本弁護士連合会は、罪に問われた障がい者等の刑事弁護、少年保護事件付添に付随する福祉的な支援活動に伴う費用を補助する制度を開始しています。

3 更生支援の課題と展望

上記のような取組が進んだ結果、何らかの支援を必要としているにもかかわらず、社会内で孤立したりして適切な支援につながっていなかった高齢者や障がいのある成人・少年が、刑事司法制度や少年司法制度と接触したことを機に福祉サービスの利用につながる事案が増えてきました。そのこと自体は肯定的に評価できるでしょう。一方で更生支援には課題も存在します。ここでは、特に重要だと思われる3点について指摘したうえで、若干の展望を述べます。

第一の課題は、更生支援の目的を明確化する必要があることです。刑事司法と福祉の連携が進んだ背景には、再犯防止に対する意識の高まりがあります。2000年代以降に政府が策定している各種の犯罪対策において、高齢や障がいのある犯罪行為者の累犯化が問題とされ、再犯防止対策として刑事司法機関と福祉関係機関との連携強化が目指されています。しかし、福祉による支援の目的は本人の福利向上であって、再犯防止ではありません。社会的孤立の解消や多様で複雑化した支援ニーズへの対応を通じて、非行や犯罪をしなくてもいい生活ができるようになった結果として再犯が防止されるのです。つまり、再犯防止は結果であって、目的ではないはずです。この点を明確にしていかなければ、支援という名のもとで監視や過剰なリスク管理が行われる可能性があります。

第二の課題は、適当な社会資源がまだまだ不足していることです。地域生活定着促進事業、刑事弁護・少年保護事件付添を通じた更生支援のいずれも、アセスメントとサービス調整が主な機能です。そのため、実際に支援を提供する事業者などが必要になりますが、高齢・障がい・児童のいずれの領域でも犯罪・非行をした人への支援に消極的になる傾向があります。この問題は、心身に障がいのある少年については特に深刻です。

第三の課題は、更生支援には安定性が欠けていることです。更生支援の取組はいずれも法的な根拠がないため、継続性や均質性・一貫性に常に不安を抱えざるを得ません。また、全体像を捉えることも難しくなっています。このことは、更生支援にかかわる専門職の育成、そして長期的な支援の質の向上に悪影響を与える可能性があります。

近時の関連法改正や政策の動きを踏まえると、更生支援はこれからも様々な形で展開されていくと思われます。そこで、更生支援に関する研究や従事する専門職の養成の強化が求められます。それにより、支援目的の明確化、社会資源の開発、支援の安定化という上記の課題への対処にもつながるでしょう。

韓国における「広域面接交渉センター」 (Regional Coparenting Support Center)の開設と実情

韓国 ソウル家庭法院首席調査官 宋賢鍾

韓国における離婚後の親と子の面会交流については、ソウル家庭法院ほかの「家庭裁判所」の中に、面会交流を支援する「面接交渉（韓国では法文上「面接交渉」という用語が使われています。）センター」が設置されているなど、国際的に見ても極めて特色のある制度が運用されています。今回は、2024年3月に、専ら面会交流を支援することを目的として初めて裁判所外に独立した施設として開設された「広域面接交渉センター」の設立の経緯と開設後の実情について、ソウル家庭法院宋賢鍾首席調査官にご紹介いただきました。

1 はじめに

韓国では2014年11月10日にソウル家庭法院の1階に最初の「面接交渉センター」が設置されて以後、2023年12月31日まで13か所の法院に「面接交渉センター」が設置されてきましたが、2024年3月4日、家庭法院の建物から独立した庁舎で、全国の事例を扱う「広域面接交渉センター（以下、「広域センター」といいます。）」が設置されました。韓国での14か所目の「面接交渉センター」となるこの「広域センター」は、2014年から始まった「面接交渉センター」の実績を踏まえてより発展した特色を有しています。本稿においては、これまでの「面接交渉センター」の実績を紹介した後に、「広域センター」開設の経緯と設置後の実情を紹介することとします。

2 「広域センター」の開設の背景

(1) 「面接交渉センター」の拡大

2014年11月に最初の「面接交渉センター」が開設され、2024年8月現在まで、「広域センター」を含めて全国で14か所に拡大した背景には、①民法改正によって、面接交渉が子どもと非養育親の権利になり、祖父母等も面接交渉の請求ができるようになったことなど面接交渉権が重視されるようになったこと、②離婚後の親と子の面接交渉の問題が社会問題化され、その解決の要求が高くなったこと、③家庭法院に対して、子どもの利益の実現を目指す手続の改善が強く求められるようになったことなどが上げられます。このうち、①と③については、2021年1月25日付け「ふぁみりお82号」の「海外とビックス82」で紹介しましたので、本稿では②に関して紹介します。

2019年、宿泊型の面接交渉が行われたケースにおいて、母親が父親（前夫）を殺して死体を残酷に毀損したうえ、海に遺棄した事件が発生しました。この事件をきっかけに、安全な面接交渉が行われるために家庭法院の「面接交渉センター」の拡充が必要だという内容の新聞記事が多数掲載されました。そして、2019年10月31日に

行われた国会の「2018会計年度の国会決算審査結果による是正要求」において、「面接交渉センター」の拡大が強く要請されました。これを受けて、大法院（日本の最高裁判所に相当）は、「面接交渉センター」の全国的な拡大設置を継続的に推進する」という方針を表明しました。2014年11月にソウル家庭法院に、2016年9月仁川及び光州家庭法院に「面接交渉センター」が開設されて以後、新しい開設が停滞していましたが、この方針により2020年12月に全州地方法院に「面接交渉センター」が開設され、続いて2021年度に3か所、2022年度に5か所、2023年度に1か所、と次々に設置され、2024年3月4日「広域センター」が開設されるに至ったのです。

(2) 「面接交渉センター」の整備

上記のとおり、2020年から「面接交渉センター」が全国の法院に拡充されたため、その運営を標準化・均質化する必要性が高まりました。法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に相当）は、全国の「面接交渉センター」の運営全般を協議、検討するために裁判官と専門調査官を会員とする「面接交渉センター実務研究会」を発足させ、「面接交渉センターホームページ（<https://mannam.scourt.go.kr>）」を制作して、利用者のオンライン申請、面接交渉に関する情報提供などアクセスがより便利になるコンテンツを提供しました。また、2023年6月に「面接交渉センターの設置及び運営に関する例規（行政例規第1349号（施行2023年7月1日）、以下「面接交渉センター例規」といいます。）を制定しました。この例規の構成は、第1章総則・目的（第1条）、第2章面接交渉センターの設置（第2条～4条）、第3章面接交渉センターの組織及び運営（第5条～9条）、第4章面接交渉支援の対象及び手続（第10条～15条）、第5章補則（第16～第20条）¹となっており、設置及び運営に関する全般的な事項が規定されました。「広域センター」の開設の準備と運営はこの「面接交渉センター例規」と「ソウル家庭法院面接交渉センターの運営に関する内規」（2024年2月

29日内規第378号（以下、「面接交渉センター内規」といいます。）に基づいて進められました。

3 「広域センター」の開設と運営

(1)開設の意義

これまでに設置された13か所の「面接交渉センター」は、どれも法院の建物の内部に設置されたことから、親と子が法院を訪問することに心理的負担感があったこと、ソウル家庭法院の「面接交渉センター（以下「ソウルセンター」といいます。）」の利用者が増え、待機期間が長くなったこと、「面接交渉センター」の施設が狭く、青少年の面接交渉²など新たな支援サービスができないこと、「面接交渉センター」が設置されていない地域の面接交渉支援ができないこと、などが、「広域センター」開設の必要性として浮かび上がってきました。

この度開設された「広域センター」は、総面接636.2㎡（ソウルセンターの約5倍）の独立した建物で、「面接交渉センター」が設置されていなかった京畿道北部の九里（Guri）市の中心部に建設され、利用者のアクセスが向上し、物理的にも心理的にも広くて快適な環境で利用することができるようになりました。また、面接交渉室には、カラオケボックスやニンテンドー・スイッチのスポーツゲームなど青少年向けの備品も配備しました。共同養育（coparenting）の実現を運営の基本方針とし、「広域センター」の英訳を従来の「Supervised Visitation Center」から「Coparenting Support Center」と変更しました³。

(2)開設の準備過程

2022年11月、法院行政処は「広域面接交渉センター検討（案）」を起案し、行政処が予算、設計、建設を担当し、ソウル家庭法院が、運営、管理を担当するという役割分担により、行政処は家庭法院の裁判官、専門調査官などと緊密に打合せしながら設計、工事に当たり、2024年初めに建物が完成しました。ソウル家庭法院は2023年9月に裁判官、専門調査官、総務課職員をメンバーとする「広域面接交渉センター開設準備委員会（Task Force Team）」を発足して本格的に運営の準備を始め、建物内部の配置、備品などの施設の整備、内規改正、人的組織の構成⁴、支援サービスの手続きの整備などを行いました。

「面接交渉センター内規」の改正により、「ソウルセンター」と京畿道の九里（Guri）市に建設された「広域センター」については、いずれもソウル家庭法院が運営すること（内規第1条）となり、新たに「広域センター」の管轄（内規第5条の2項）が決められました⁵。また、2024年1月に「広域センター」相談委員募集、審査が行われ、40名が採用され、2024年2月に研修が行われました。

(3)開設と運営

「広域センター」の開設式は、2024年3月4日に法院

行政処長（大法官）、ソウル家庭法院長、九里（Guri）市長、京畿道・九里（Guri）市委員などを迎えて行われました。面接交渉室4室、映像面接交渉室1室、観察室3室、養育者・非養育者の待合室3室、室内遊戯室1室、会議室、事務室等が配置され、専門調査官2名、家庭法院の警備担当職員2名、行政職員1名が働いています。面接交渉支援サービスは、「ソウルセンター」と同じ、面接交渉支援サービス、引渡しサービス、オンラインで交流する映像面接交渉支援サービスがあります⁶。「広域センター」は養育者、非養育者、あるいは未成年者の住所がソウル家庭法院の管轄以外にある全国の事例も支援の対象としています。月2回、6か月間利用でき、再申請により更に6か月を限度として延長することができ、1回の利用時間は、手続の準備や面会交流時間を含めて1時間30分とされています。運営時間は、毎日（週末を含む）午前10時から午後6時まで、ソウル家庭法院の予算で運営され、当事者は無料で利用することができます。2024年3月に開設してから2024年6月30日まで、オリエンテーション26回、事前相談26回、面接交渉支援68回、引渡し支援2回、映像支援6回が実施されました。



新しく建設された広域面接交渉センター

4 終わりに

「広域センター」は、全国の家法院の管轄の事件を対象として、物理的にも心理的にも広くて快適な環境で利用者のアクセスの利便性を向上させたこと、14歳以上の青少年にも面接交渉支援を拡大したことなど、期待された開設の効果が少しずつ確認されています。また、「ソウルセンター」の週末待機事例が解消されたことなど目に見える効果が出ています。今後、「広域面接交渉センター白書」を発行して「広域センター」の必要性、準備過程、効果などを改めて全国の家法院に伝えていく予定です。

- 1 秘密遵守の義務等（第16条）、録音及び録画（第17条）、相談員等に対する評価（第18条）、相談員の手当（第19条）、委任規程（第20条）
- 2 韓国の面接交渉支援の対象となる子の年齢は0歳から18歳までとされている。
- 3 2023年11月15日に面接交渉をテーマとして開催された「ソウル家庭法院創立60周年記念国際会議」以降、共同養育（coparenting）への関心が高まった。
- 4 面接交渉センター長（部長判事）、運営委員（裁判官と専門調査官）、セキュリティーを担当する法院の警備担当職員、行政職員、面接交渉相談委員が置かれている。
- 5 ソウル家庭法院の管轄区域25区のうち、「広域センター」に隣接している8区及びソウル家庭法院の管轄以外の事例を支援することとされた。
- 6 詳しい内容は2021年1月25日付「ふぁみりお82号」の「海外トピック82」6頁～7頁参照



一輪車



宝くじ桜



子宮がん検診車



宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。



救急普及啓発広報車



宝くじドリームジャンボ絵本



集会用テント



「健康手帳」(冊子)



ベンチ



リサイクル展示施設

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設改修などに使われています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

